

昭和三十二年政令第二百七十七号

美容師法施行令

内閣は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十号）第三条第四項、第四条第四項及び第五項並びに第七条の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 削除
(受験手数料)

第二条 美容師法（以下「法」という。）第四条の十八第一項の政令で定める受験手数料の額は、筆記試験については一万二千五百円とし、実技試験については一万二千五百円とする。
(登録等の手数料)

第三条 法第五条の四第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 美容師の登録を受けようとする者 五百二十円

二 美容師免許証又は美容師免許証明書の記載事項の変更を受けようとする者 三千七百五十円

三 美容師免許証又は美容師免許証明書の再交付を受けようとする者 四千百五十円

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第四条 美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所において業務を行うことができると、次とのおりとする。

一 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対する美容を行いう場合

二 婚礼その他の儀式に参列する者に対するその儀式の直前に美容を行いう場合

三 前二号のほか、都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）が条例で定める場合（業務停止に関する通知）

第五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十条第二項の規定により業務停止の処分を行つたときは、厚生労働大臣に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

附 則

この政令は、法施行の日（昭和三十二年九月一日）から施行する。

附 則（昭和三八年七月一六日政令第二六一号）抄

1 この政令中第三条第三号の改正規定は昭和三十八年十月一日から、第四条の改正規定は公布する。

この政令は、昭和四十四年六月二十三日から施行する。

附 則（昭和四四年六月二一日政令第一一九号）抄

1 この政令は、昭和四七年四月二八日政令第一一九号）抄

1 この政令は、昭和五九年三月一六日政令第三一九号）抄

1 この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

この政令は、昭和五十九年五月十五日から施行する。

附 則（昭和六〇年一月一二日政令第一二九六号）抄

1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一月一二日政令第一二九六号）抄

1 この政令は、昭和六〇年一月一二日から施行する。

附 則（昭和六〇年一月一二日政令第一二九六号）抄

1 この政令は、昭和六〇年一月一二日から施行する。

この政令は、平成五年二月一日から施行する。

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

この政令は、平成十一年四月一日から施行することとする。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

1 この政令は、平成十一年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

1 この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一二年三月一七日政令第六六号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月三一日政令第一
二八号) 抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から

(施行する。)

(処分、申請等に関する経過措置)

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附則第二条第二項及び前条第二項に定めるものほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三
五三号)

この政令は、公布の日から施行する。